

氏名	山田（坂口）有芸		
学位の種類	博士（教育学）		
学位記番号	博乙第 2958 号		
学位授与年月	令和 2 年 3 月 25 日		
学位授与の要件	学位規則第 4 条第 2 項該当		
審査研究科	人間総合科学研究科		
学位論文題目	日本の小学校で日本語指導を受けるニューカマーの 児童のニーズと支援に関する研究		
主査	筑波大学教授	博士（心理学）	庄司一子
副査	筑波大学教授	博士（保健学）	市川政雄
副査	筑波大学助教	博士（障害科学）	河野禎之
副査	早稲田大学教授	博士（文学）	岡本智周

論文の内容の要旨

山田（坂口）有芸氏の論文は、年々増加の一途をたどるニューカマーの児童生徒および日本語指導が必要な外国籍の児童生徒が学校教育において抱える困難・課題、日本語指導の実態と課題、ニューカマーの児童生徒のニーズ、彼らのニーズに対する指導者側の認識と対応、ボランティアの役割について明らかにし、学校教育におけるニューカマーの児童生徒の支援について考察したものである。その要旨は以下のとおりである。

学校教育におけるニューカマーの児童のニーズと支援を明らかにするため 5 つの課題が設定された。

研究課題 1：日本語指導を受けるニューカマーの児童が自覚したニーズ、日本語指導に対する認識。
研究課題 2：ニューカマーの児童の日本語指導（者）に対して抱えている認識。研究課題 3：担任の指導の中で日本語指導担当教員（以下担当教員）が認識する日本語指導に対する位置づけ。研究課題 4：ニューカマーの児童のニーズをめぐる学級内での本人、ボランティア、担任ならびに他の児童間の相互作用とニーズの表出。研究課題 5：研究課題 1 から 4 を総合的に考察し、ニューカマーの児童のニーズに学校教育がどのように応え対応しているか、日本語指導が必要なニューカマーの児童生徒の学校教育における対応の実態と今後の課題を総合的に考察する。

方法：5 つの課題を達成するための方法は次のとおりであった。

研究課題 1：①対象：公立中学校 9 校 1 年と 2 年に在籍するニューカマーの生徒で小学校高学年時に日本語指導を受けていた者 28 名。日本語指導に関する質問紙調査。2011 年 8 月～2012 年 3 月実施。

研究課題 2：日本語教室が設置されている小学校 7 校で日本語指導を受けているニューカマーの児童 4 年生～6 年生 22 名。日本語指導に関するインタビュー。2012 年 12 月～2013 年 12 月実施。

研究課題 3：日本語指導導入初年度の公立小学校で著者が日本語指導のボランティアとして行った参与観察（2011 年 4 月～2012 年 3 月、計 29 回実施）と担当教員ならびに日本語指導を受けるニューカマーの児童の担任 4 名へのインタビュー調査。2012 年 2 月～3 月実施。

研究課題 4：①ニューカマーの児童が在籍する日本語指導導入初年度の公立小学校で著者が日本語指導のボランティアとして参与観察を実施。時期は 2011 年 4 月～2012 年 3 月。②ニューカマーの児童の担任へのインタビュー調査、2012 年 3 月。

結果：各研究課題について得られた結果は以下のとおりとされた。

研究課題 1：ニューカマーの児童のニーズは日本語・学習・対人関係であること、ニューカマーの児童は日本語に関わる支援を日本語指導者、教員、友人に共通して求めていること、学校生活を送る上で日本語習得は優先課題と認識し、日本語指導に対して肯定的な認識を持っていることが示された。研究課題 2：ニューカマーの児童は学級内ではニーズの表明を控え、日本語教室では理解困難を積極的に表明していること。日本語教室はニューカマーの児童にとって学校生活における中心的な場所として位置づけられていることが示唆された。研究課題 3：担当教員はニューカマーの児童のニーズとして日本語・学習・生活ニーズに加え、学習や日本語習得上の自信欠如や学習意欲喪失に関わるニーズがあること、ニューカマーの児童への指導において担任は学級での学習活動を基軸とし、日本語指導は副次的に位置づけていること、さらに担当教員がニューカマーの児童のニーズを担任に報告することによって担任の、児童のニーズや日本語指導に対する認識に変化がもたらされた可能性が示された。

研究課題 4：学級内では担任による児童全体への集団指導が行われ、学校文化を反映した学級規範を守ることが強調され、児童全体がそれに沿った行動をとることが志向されていたことが指摘された。具体的には、担任はニューカマーの児童を含む児童全体への学級規範の強調、他の児童のニューカマーの児童に対する注意、さらに、ニューカマーの児童による学級規範の外面的模倣といった行動が挙げられた。そのような学級規範に関わる場面では、ボランティアによるニューカマーの児童に対する支援も制限を受けたことが提示された。一方、担任と他の児童によってニューカマーの児童の日本語や学習理解などに特別に配慮した個別対応も行われていたことが指摘された。それらの対応の中で、ニューカマーの児童に個別支援を行うボランティアによる支援を前提とする側面またはそれによって補完／促進されている側面があることが示された。さらに、ニューカマーの児童は学校文化（学級規範）に関わる場面では、ボランティアの支援を拒否したり支援の中断を要請したりすることによって、学級集団への同化やニーズの放棄と見られる行動が観察されたことを提示した。その一方で、ボランティアに対して多様なニーズを表明して支援を要請し、ボランティアの支援を学級内で主体的に活用していた様子も観察されたことが指摘された。

考察：以上の研究課題 1 から研究課題 4 までの結果をもとに、総合的考察が示された。

第 1 に、ニーズに関する理論への還元という観点からの理論的示唆として、日本の小学校における日本語指導を受けるニューカマーの児童のニーズについて、彼／彼女らが学校文化を意識しながらニーズの表明を控えたり、彼／彼女らの言語・非言語行動が必ずしも自覚しているニーズに基づいているとは限らない場合があるため、従来の研究で行われたように本人のニーズの認識だけでなく、ニーズの表明も射程に入れる必要があること、さらに認識や表明化のみでなく、日本語指導の担当教員、ボランティ

ア、担任や他の児童などとの相互作用において表出されるニューカマーの児童の言語行動・非言語行動を元にニーズを把握することが肝要である、とされた。

第2に、日本語担当教員および日本語指導ボランティアは、ニューカマーの児童のニーズの表明化を促す環境の提供や関係性を築くことができる点を提示した。次に、担当教員は、長期的・系統的な視野でニューカマーの児童の日本語ニーズ、学習ニーズを把握することができ、また日常的・長期的関係に基づいて、彼／彼女らの内面に関わるニーズや学校・家庭生活上のニーズを把握することが可能な立場にあることを提示した。一方、日本語指導ボランティアは、学校・学級に属さない支援者として、福祉的観点からニューカマーの児童のニーズを汲み取ることができ、ニューカマーの児童が担任や他の児童に表明することが困難なニーズの表明を促すことができることが提示された。

第3に、担任と他の児童との関係性という観点から、担当教員は校内の教職員や児童全体に対して、ニューカマーの児童のニーズや日本語指導に関わる理解を促すコーディネーターとしての役割を果たし得ることを提示した。一方、日本語指導ボランティアは、学校文化（学級規範）の日常的な作用が存在することを生かし、ニューカマーの児童の多種多様なニーズを促しながら支援を行い、担任や他の児童のニューカマーの児童に対する特別な配慮に基づく対応を促し得ることが提示された。

本論文の結論として、第1に日本の小学校において日本語指導を受けるニューカマーの児童は学校文化（学級規範）の中ではニーズの表明を抑制すること、第2にニューカマーの児童との相互作用を通して担当教員とボランティアはニューカマーの児童のニーズの異なる側面を明らかにし得ること、第3に、担当教員はニューカマーの児童の日本語指導に関する教員と児童全体の理解を促し得る存在であり、日本語指導ボランティアは支援を通して彼／彼女らに対する支援を学校内に位置づけ従来の学校文化を相対化する役割を果たし得ること、以上が結論づけられている。

審査の結果の要旨

(批評)

本論文は、当時まだ注目されることが少なく、研究も進んでいなかった外国人児童生徒の学校教育における指導の現状と課題に注目し、学校教育における支援は、ニューカマーの児童のニーズにどう応え、どう充足しうるかという、「児童生徒のニーズの表明の有無とそれへの対応」という視点から支援を検討した論文である。外国人児童生徒のニーズと支援に注目した点にまずその独創性が認められ評価される。次に、個人情報保護やその多様性から実施困難な質問紙調査および直接のインタビューを実施し、ニューカマーの児童生徒の日本語指導に対する意見を調査し、さらに学校教育現場に入り込み参与観察を通して支援者の立場から、児童と教師、日本語指導者、支援者（著者）相互のやりとりを詳細に観察記録し、その丹念な分析から各指導者の指導の意図、指導と支援の実際を描き出し、児童のニーズの表出・不表出とその背景、ニーズへの対応、児童と学級の児童のやりとりを詳細に記録し、それらの分析を通していかにニーズが表明され対応がなされるか否かが描き出されている点、すなわち方法と現象の記述と分析の重層性において、本論文は高く評価される。

令和2年1月20日、学位論文審査委員会において、審査委員全員出席のもと論文について説明を求め、関連事項について質疑応答を行った。その結果、審査委員全員が合格と判定した。

なお、学力の確認は、人間総合科学研究科学学位論文審査等実施細則第11条を適用し免除とした。

よって、著者は博士（教育学）の学位を受けるのに十分な資格を有するものと認める。